議 案 参 考 資 料

［令和 8 年第 4 回定例会(12 月)］

［担当課(室)係(担当)］

子育て支援課　子育て支援係

議案名

議案第 92 号　桐生市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(以下「内閣府令」という。)の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものです。

概　要

放課後児童支援員の量及び質を確保するため、放課後児童支援員の基礎資格として、新たに次の 2 つを追加します。

なお、放課後児童支援員の資格を取得するには、下記(1)及び(2)を含む条例中に規定する基礎資格のいずれかを満たした上で、都道府県知事等が実施する放課後児童支援員認定資格研修を修了することが必要となります。

(1)　こども家庭ソーシャルワーカーの資格を持つ者

「こども家庭ソーシャルワーカー」とは、令和 4 年の児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)の改正により創設されたこども家庭福祉分野の専門資格であり、児童虐待を受けた児童の保護その他児童の福祉に関する専門的な対応を要する事項について、児童及びその保護者に対する相談及び必要な指導等を通じて的確な支援を実施できる十分な知識及び技術を有する者をいいます。

(2)　大学卒業者等で、1 年以上児童福祉事業に従事したもの

(施行期日：令和 9 年 4 月 1 日)

背景・経過

放課後児童健全育成事業所における人手不足が深刻である中、放課後児童支援員の量及び質を確保するため、内閣府令が一部改正され、令和 9 年 4 月 1 日から施行されます。

児童福祉法の規定により、市町村が条例で定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営についての基準は内閣府令で定める基準を参酌するものとされています。